東京シティ信用金庫 スーパー定期預金 【さくら】 「重要事項説明書】 スーパーに期預金 【さくら】 「本では日は日曜中

| | 令和2年4月1日現在 | |
|---|---|--|
| 1. 商品名 対象定期預金 | スーパー定期預金 さくら ・自由金利型定期預金(M型)(単利型)で運用いたします。 | |
| 2. 販売対象 | ・当金庫で国民年金・厚生年金保険・共済年金・国民年金基金 厚生年金基金・各企業年金を受取っている方 ・新規裁定請求書手続きで年金受取口座を当金庫に指定された方 ・年金受取り金融機関を当金庫に変更された方 | |
| 3. 期間 | ・定型方式1年 | |
| | ・自動継続(元金継続)のお取り扱いとなります。 | |
| 4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (2)預入金額 | ・一括預入 ・300万円以内(1先300万円限度) (「フクシ定期」と併用の場合は、「フクシ定期」の限度額は 500万円) ・1円単位 | |
| 5. 利息 | | |
| (1)適用金利 | ・年利 スーパー定期預金1年ものの店頭表示金利プラス0.125% ・自動継続後の利率は、適用金利でお取り扱い致します。 但し、適用金利が変更となる場合があります。 ・満期日以後の利息は、払出日又は継続日の普通預金利率によって 計算します。 | |
| (2)利払い方法 | ・満期日以後、一括支払いします。 | |
| (3)付利単位 | ・1円(日割計算) | |
| 6. 税金 | ・個人:分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (国税15.315%、地方税5%) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため。 | |
| | 但しマル優適用分を除きます。 | |
| 7. 手数料 | | |
| 8. 付加できる 特約事項 | ・個人:自動継続は総合口座のお取り扱いができます。但し、貸越 限度額は3百万円です。(貸越利率は担保定期の約定利率に 0.5%上乗せしたものです。) マル優のお取り扱いができます。 | |
| 9. 中途解約時の 取扱 | ・満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率(小数点第4位 以下切り捨て)及び預入日から解約日の前日までの日数により 計算した利息とともに支払います。 | |
| | 預入日から預入日の1年後の応答日の前日までの日を満期日と した預金 (A)6ヶ月未満・・・・・・・・解約日における普通預金利率 (B)6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・・約定利率×50% | |
| 10. 金利情報の 入手方法 | ・窓口へご照会ください。 | |
| 八十月伝 | | |

| 11. 苦情処理措置· 紛争解決措置 | 苦情処理措置 | 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は 業務部(9~17時、電話:03-3279-4480)にお申出 ください。 |
|-----------------------|-------------------------|--|
| | 紛争解決措置 | 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京 弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護 士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望 されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または 全国しんきん相談所(9~17時、電話03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の 弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただ くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様の アクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の 弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛 争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護 士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあ ります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部も しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| 12. その他参考となる事項 | までと、その利息7 ・当金庫に複数の口服 | R対象商品です。預金保険により元本1,000万円 が保護されます。 率がある場合は、それらの預金元本を合計して その利息が保護されます。 |